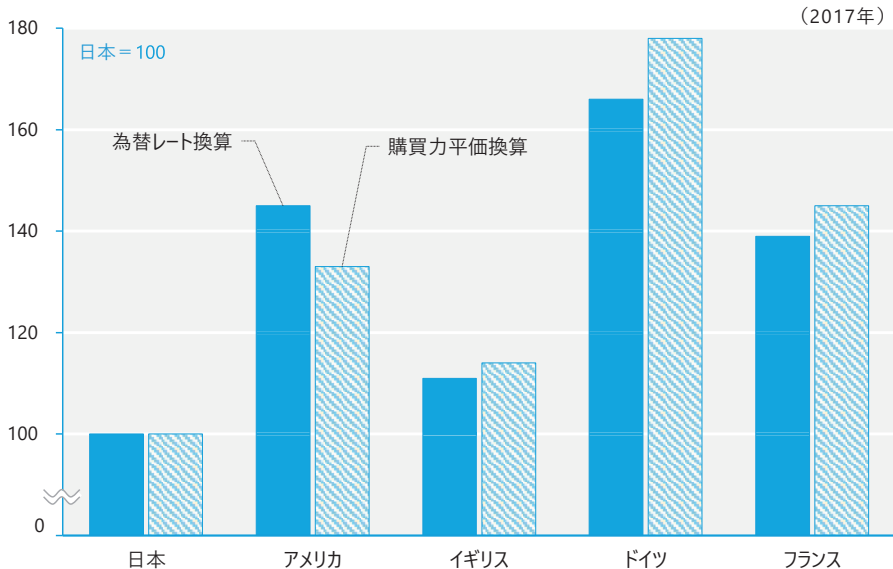


5-1 時間当たり賃金（製造業）



[関連表](#) p.209 「第5-1表 時間当たり賃金（製造業）」

賃金の国際比較を行う場合にいくつか注意しなければならないことがある。まず、対象となる事業所の規模や産業、対象労働者が国によって異なっている場合がある。また国によって賃金の定義が違ったり、時間当たり賃金を比較する場合には労働時間の定義についても調整を行う必要が出てくる。さらにこれらについて調整ができたとしても、比較するために為替レートで換算することにより、相場変動の影響を受けることやそれぞれの国の労働者の生活実態(物価水準)を考慮していないことなどの問題がある。

ここでは製造業の全労働者(日本はパートを含む常用労働者)について、実労働時間当たりの現金給与総額を為替レートと購買力平価で比較した(資料出所及び推計方法については第5-1表参照)。なお、事業所規模については、日本は5人以上、アメリカは全事業所、欧州は10人以上という違いがある。

2017年の時間当たり賃金(購買力平価換算)は、日本を100とすると、アメリカが133、イギリスが114、ドイツが178、フランスが145となっており、日本は各国の水準を下回っている。